

総務省政務三役会議

平成 22 年 4 月 20 日
15:50 ~ 16:10
進行：渡辺副大臣

1 大臣挨拶

2 協議事項

3 報告事項その他

- グローバル時代における ICT 政策に関するタスクフォース「過去の競争政策のレビュー部会」「電気通信市場の環境変化への対応検討部会」(第 8 回)の結果について (内藤副大臣) 資料 3
- 新たな電波の活用ビジョンに関する検討チーム (公開ヒアリング) の結果について (内藤副大臣) 資料 4
- 郵政改革法案について (長谷川大臣政務官) 資料 5
- 第 2 回 控除廃止の影響に係る P T の結果について (小川大臣政務官) 資料 6

グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース
「過去の競争政策のレビュー部会」「電気通信市場の環境変化への対応検討部会」
（第8回）の結果について(案)

1. 概要

4/15(木)開催の合同部会においては、「過去の競争政策のレビュー部会」関係では、「過去の競争政策のレビュー(第1次)」、「電気通信市場の環境変化への対応検討部会」関係では、「豊かなICT社会実現のための6原則」が取りまとめられた。

その後、「光の道」構想について、作業チームの相田主査から、これまでの検討内容を論点整理(案)として説明後、意見交換が行われた。

2. 提起された主な論点とやりとり <【】内は発言した構成員等(敬称略)>

(1)「光の道」整備の目的

■「光の道」整備の目的が、国民の生産性の向上だけではやや狭い気がする。国民の豊かさの実現・増進を記載した方がよい。【中島、勝間】

(2)「光の道」の定義・範囲

■どこからでも遠隔医療が発信できるようなこと等を考えると、下りの速度だけでなく上りの速度も重要ではないか。【国領、勝間、徳田】

■下りだけの規定は、Webしか使わないADSLの幻想に囚われている。光が原則であれば、双方向が基本でよいはず。20M以上ないとハイビジョンには厳しいと思う。【藤原】

■キラーアプリがあり、そのために下り・上りにこれぐらい必要というのであれば、値はすぐ示せる。しかし、将来どのようなアプリが出てきても対応できるということを考えると、具体的な数字やその数字が持つ意味を現時点で示すことは難しい。【相田】

■双方向でハイビジョン級の医療・教育を受けられるインフラを作ることが目標感としてある。【北】

■実効30Mなどとあるが、色々書くと混乱するので、超高速ブロードバンドと高速ブロードバンドぐらいで済ますことはできないのか。また、2015年に過疎地の家庭まで遠隔医療が必要か。小学校など地域の拠点に整備して使ってもらえるようなことを考えてもよいのではないか。【町田】

(3)整備率「90%→100%」

■①残り10%地域は、「中核的な整備主体」が中心となって整備していくことが現実的とあるが、この中核的な整備主体は、NTTをイメージしてい

未定稿（事務局作成の速報版）

るという理解でよいか、また、②残り10%地域で、財政支援により整備されたアクセス網は、公平・公正に利用可能な措置を講じることが適当とあるが、競争地域では、同様の措置は講じなくてよいのか。【国領】

- （①への回答）NTT東西を念頭に置いているが、CATV事業者等でもよい。（②への回答）残り10%地域の記述は、NTT以外の事業者が公的支援でアクセス網を整備した場合も、NTTと同様、設備の開放が必要という趣旨。公正競争の担保は、競争地域でも必要。【相田】
- 整備率100%は、光で全部引こうとすると無理だと思うが、地域WiMAX等の無線を併用するかだと思う。目標としてはあり得るレベル。【北】

（4）利用率「30%→100%」

- 事業者間競争が足りないことを利用率が上がらない最大の理由としてよいのか。その面もあるとは思いますが、利活用に係る規制や需要の問題もあるはずであり、その点もうまくマージさせた方がよいのではないか。【岸、徳田】
- 利用率が上がらない理由は、競争政策だけを理由とするのではなく、固定と移動で競争している点や、固定の中でメタル（ADSL）で十分という人が結構いる点など、技術の変遷・動向の中でも考えるべき。【藤原】
- 利用率100%は、キラーアプリや公的サービス等をパッケージ化しないと困難だと思う。（北）
- 第3部会や第4部会でアプリケーションや規制改革の議論はしていると思うので、こちらでは、むしろ競争政策をしっかりと謳うことが重要だと思う。【吉川】
- 競争政策を見直す要因としては、①メタルで成功したサービス競争が光では起きにくいのではないかと、②無線は、有線に比べてどこを接続点にするかが従来の整理だとよくないのではないかと、という点だと思うが、作業チームとして、競争政策の見直しについてどのようなことを想定しているのか。【国領】
- 設備競争をしている地域もあれば、していない地域もある。事業者の行動の差異を生み出した要因を解明していくことが、更なる公正競争推進のための措置の具体化につながるのではないかと。【吉川】

（5）ユニバーサルサービス

- ユニバーサルアクセスを光IP電話とするのは経済合理性を前に押し出しすぎではないか。経済合理性は、ワイヤレスを組み合わせれば確保できるので、ユニバーサルブロードバンドアクセスは一気にやるべきだと思う。【藤原、中島】
- 光の道が実現するまでの間、光IP電話をユニバの対象とするのは、メタル加入電話と品質・料金が同等であれば、光IP電話でも良いとして、ユニバ提供事業者に自由度を与える意味。こうすることで、将来的にメタルを撤去する可能性を作っておこうとするもの。【相田】

未定稿（事務局作成の速報版）

- 光の道が実現した時代のユニバーサルサービスは、電話でなくブロードバンドサービスでよいと思っている。ブロードバンドを広義のブロードバンドと超高速ブロードバンドの二段階に分けて考えているが、これは、経済合理性の制約がある中で、国としてのナショナルミニマムはどうあるべきかを議論する中で積み上がってきたもの。【篠崎】
- 5年先までは、人口が減少する社会でもあり、青森市等では、都市化を加速化させるコンパクトシティ構想を進めている。これらの政策が並行的に行われる中で、新しいユニバーサルサービスが何かをまだ特定できないという意味で二段階になっていると理解している。【吉川】

3. 今後の進め方

今回は、4月20日(火)に、「光の道」構想に関する事業者ヒアリングを実施することになった。

公開ヒアリングの結果について(新たな電波の活用ビジョンに関する検討チーム) 4

- 2010年4月、提案募集の提案者から直接提案内容を伺う場として公開ヒアリングを開催し、意見交換を実施。(全3回、延べ約400名が参加。)
- 提案者からのプレゼンテーション後、以下の観点に基づき、メンバーによる質疑及び意見交換が行われた。

公開ヒアリングの観点

- ・ **提案モデルの確立可能性**(ビジネスとしての継続可能性)
- ・ **提案モデルの効果**(地域活性化や新産業創出など経済的効果や社会的効果)
- ・ **実現のために検討すべき課題**(制度的、技術的課題)

【今後の進め方】十分に意見交換ができなかった事項については、別途、書面より提案者から回答いただく予定。次回以降の日程は調整中。

(敬称略)

公開ヒアリング対象者	提案内容
株式会社 湘南ベルマーレ	ワンセグによるスポーツ映像の配信
株式会社 テレビ神奈川	カレッジ・ワンセグ放送局
株式会社 TBSテレビ	赤坂サカス放送プロジェクト
株式会社 トマデジ	ICT-Transport連携サービス
日本空港ビルデング株式会社	空港連携ワンセグ・サービス
神奈川県藤沢市	デジタルサイネージによる地域情報配信、エリアワンセグを活用した湘南ブランディング構想
株式会社デジタルメディアプロ	地下空間におけるマルチメディア放送局
兵庫県地域メディア実験協議会(兵庫県)	エリアワンセグを活用した地域限定放送局
宮城県栗原市	エリアワンセグによる災害情報や地域情報の配信
YRP研究開発推進協会	エリアワンセグによる地域情報やイベント情報の配信
株式会社 NTTドコモ	コグニティブ無線技術の活用
九州工業大学 情報工学研究院長 尾家祐二 等	コグニティブ無線技術の導入
新潟大学教授 佐々木重信	小電力データ通信システム(コグニティブ無線技術)
社団法人 日本ケーブルテレビ連盟	CATV網を活用した地域ワンセグ放送
社団法人 日本民間放送連盟	エリアワンセグ
日本放送協会	スーパーハイビジョン、エリアワンセグを活用した被災地情報の配信
ホワイトスペース検討会(事務局 (株)ネクストウェブ)	紙メディアのデジタル配信、電子デバイスへのM2M配信

郵政改革に関連する法案骨子について
(談話)

平成 22 年 4 月 20 日
郵政改革・金融担当大臣 亀井静香
総務大臣 原口一博

郵政改革法案（仮称<以下、改革法>）、日本郵政株式会社法案（仮称<以下、会社法>）等については、政策会議、公開ヒアリング、ワーキングチーム等の政府・与党内の議論、検討に加え、地方公聴会等における国民の意見、日本郵政グループの意見等を踏まえ、現在、下記の内容を骨子として最終的な策定作業を行っている。

今後、政府・与党内の所要の対応を経て、内閣として閣議決定を行い、国会に提出する。

1. 日本郵政株式会社等の合併等

- (1) 日本郵政株式会社、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社は、日本郵政株式会社を存続会社として合併する。
- (2) 従前に引き続き、合併後の日本郵政株式会社（以下、新日本郵政(株)）は特別法に基づく特殊会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社は業法に基づいて銀行業及び生命保険業を営む一般の株式会社とする。
- (3) 政府は、新日本郵政(株)の議決権の 1 / 3 超を保有する。

2. 合併後の新日本郵政(株)

- (1) 新日本郵政(株)は、郵政事業におけるユニバーサルサービスの責務を果たすため、全国に設置された郵便局で、郵便、銀行代理業、保険募集等に係る業務を行う。

- (2) 新日本郵政(株)は、郵政改革の目的に資することを前提に、郵便局を活用した行政サービス等、地域住民の利便の増進に資する業務等を届出により行うことができる。
- (3) 新日本郵政(株)は、業務の区分ごとの収支の状況、経営の状況に関する情報を公表しなければならない。
- (4) 新日本郵政(株)は、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の議決権の1/3超を保有する。

3. 郵便貯金銀行及び郵便保険会社

- (1) 新日本郵政(株)とユニバーサルサービスに関する銀行代理業及び保険募集等に係る契約を締結する銀行（郵便貯金銀行）及び生命保険会社（郵便保険会社）には、同種の業務を営む事業者との競争条件の公平性等を勘案し、預入金額及び保険金額等の限度額を政令で設ける。
- (2) 郵便貯金銀行及び郵便保険会社には、業法に基づく規制に加えて、一定の期間、新規業務の届出を義務づける。
- (3) 郵便貯金銀行及び郵便保険会社が行う金融業務については、同種の業務を営む事業者との競争条件の公平性等の観点から、有識者によって構成される郵政改革推進委員会（仮称）を設け、その内容をチェックし、政府に対して意見具申を行う。
- (4) 政府は、郵政改革推進委員会の意見等を受けて、郵便貯金銀行及び郵便保険会社に対して、改革法に基づいて所要の措置（勧告等）を行う。

4. 施行日等

- (1) 郵政民営化法は改革法、会社法等の公布後3か月以内に廃止する。
- (2) 郵政民営化委員会は廃止する。
- (3) 合併は平成23年10月1日に行う。

以 上

郵政改革について

1 目的：国民の権利を保障するため、郵便局ネットワークの維持（郵便のユニバーサルサービス・地域における金融サービス等）

（現状）地域における金融サービスについては、民営化移行期間（29年9月末）以降の制度的保障がない。

2 改革の必要性：税金を投入するのではなく、自律的な経営による郵便局ネットワーク維持（現在は、金融2社からの手数料収入に依存、3事業とも厳しい経営状況）

（参考）・郵便局会社の手数料収入（平成20年度）

金融2社の手数料収入は、郵便局会社の収益の約82%

（銀行手数料：6,481億円、保険手数料：4,152億円、郵便：2,132億円）

・3事業とも厳しい経営状況（承継計画（19.9.10）と平成20年度決算の比較（当期利益））

郵便事業 340億円→298億円、郵便局 500億円→408億円、

ゆうちょ銀行 3,210億円→2,293億円、かんぽ生命 410億円→383億円

3 郵政改革の視点

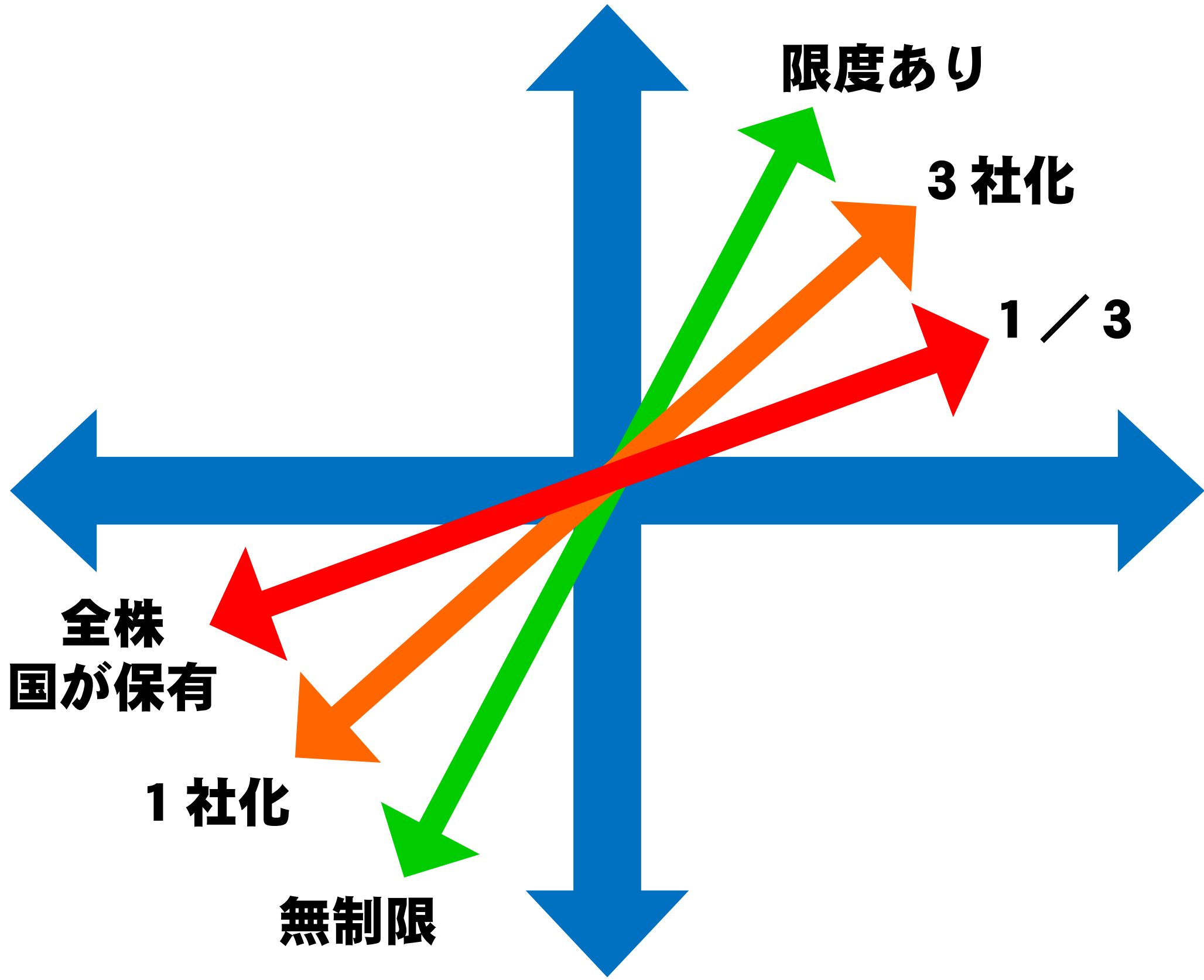
- (1) ユニバーサルサービスとしての郵便、貯金、保険提供の制度的担保
特に、地域における金融サービスを維持するための制度的担保
- (2) 税金を投入することなく、郵便局ネットワーク維持ができる仕組み作り
経営の自由度による自律的な経営の実現
- (3) ゆうちょ資金、かんぽ資金の有効活用（健全性の維持と収益性の向上）
国債中心の運用からの脱却（「成長点」への投融資（国際協調も視野）、地域活性化）

民 営

国 営

特殊
会社

普通
会社



限度あり

3社化

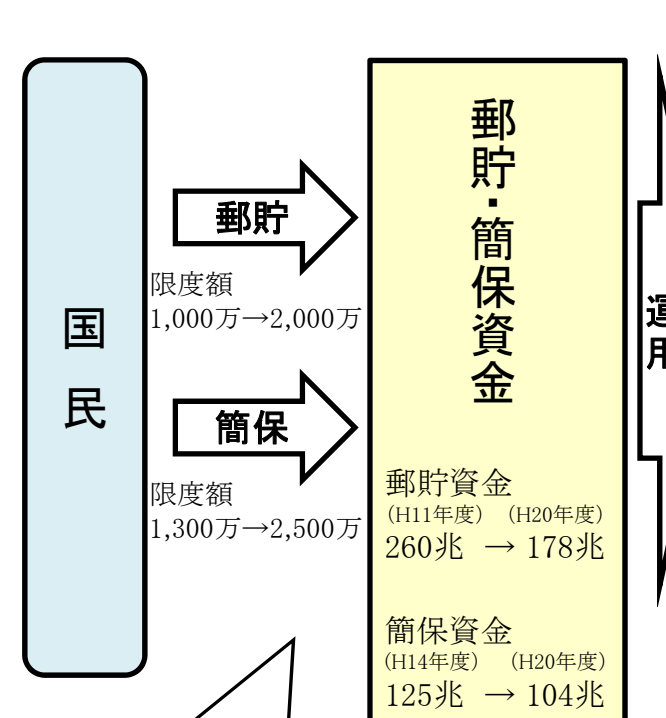
1 / 3

全株
国が保有

1社化

無制限

郵貯・簡保の資金運用改革



○国民ニーズへの対応

- ・貯蓄の目標額は2,054万円(金融広報委員会調べ)
- ・死亡保険金の希望額は平均2,845万円((財)生命保険文化センター)
- ・老後資金(総務省試算)は総額で約3,700万円が必要(退職金含む)
- ・平均退職金は1,000万円超(大卒2,417万円(経団連調べ))

＜従来＞国債中心の運用(郵貯約80%、簡保約70%)
→ 民営化後、官から民への資金の流れの変化は進んでいない。

改革

運用対象(ポートフォリオ)改革の視点

(安全性を考慮し、リスク管理を行って健全性を維持し、収益を上げることが必要。)

◆「成長点」への投資・融資

① 海外ファンドとの協調等による投資・融資

ー政府間協定等の下での信用力の高いものへの資産運用ー

(例)・インフラ整備への投資・融資(インフラファンド経由等)

* インフラファンドの市場規模(全世界、H20.10時点):0.2兆ドル(20兆円)
(投資先) 高速鉄道、有料道路、水道など

⇒ 海外インフラ事業に進出する日本企業等への融資等も

・ベンチャー企業等への投資・融資(ベンチャーファンド経由等)

* ベンチャーファンドの市場規模(全世界、H21.12時点):0.76兆ドル(71兆円)

② 官民連携による事業への投資・融資

(例)・PFI、PPPによる社会資本整備

(橋、病院、学校など公共施設等の整備、再開発)

③ 今後成長が期待される分野への投資・融資

(例)・医療・介護(ヘルスケア)、環境、情報通信 等

◆外国債(安定性、運用利回り等を重視した購入)

＜参考＞ 外国債保有(H20年度末)

ゆうちょ:1兆2,845億円、かんぽ生命:8,835億円

◆個人向け貸出(民業補完) ～ 個人ローン、住宅ローン等

※ 運用については、ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険の自主的判断による。

第2回 控除廃止の影響に係るPT（概要）

- 日時：平成22年4月15日（木）17:15～18:15
- 出席：小川総務大臣政務官（座長）、阿部社会民主党政策審議会長、長浜厚生労働副大臣、古本財務大臣政務官、三日月国土交通大臣政務官（高井文部科学大臣政務官は欠席）

- 厚生労働省から、控除廃止の影響が生じる制度の見直し案として、次の3案が提示され、この案について意見交換を行った。
 - 【案A】 仮税額等方式：見直し前の扶養控除があったとして仮の税額を計算し、その税額を利用する等。
 - 【案B】 モデル世帯等方式：モデル世帯を設定し、当該モデル世帯の収入が変わらなければ影響が出ないように基準額等を設定する等。
 - 【案C】 収入金額方式：控除廃止の影響が生じない、収入等を基準とした制度に見直す。

- 次回は5月に開催する予定